

# 迷惑メールへの対応 (特定電子メール法の見直し等)

平成19年9月12日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部消費者行政課

# 迷惑メールへの対応(特定電子メール法の見直し等)①

## 1. 経緯

平成13年頃 携帯電話に着信する迷惑メールが社会問題化

平成14年 特定電子メール法(※)成立

※ 正式名称:特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

平成17年 特定電子メール法改正(対象拡大・罰則強化等)

※ 同法の附則第7条では、施行後3年以内に「この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨、規定。）

→ 来年10月までに検討を行い、法改正を含め必要な措置を講ずることが必要

## 2. 現状

迷惑メール対策は、平成17年の特定電子メール法の改正や、技術的対策等により、一定の成果は上がっているが、悪質化・巧妙化も進み、以下の問題も生じている。

### ○ 迷惑メールにおける最近の問題点

#### 1. 現行の規制方式である オプトアウト方式の形骸化

※ オプトアウト方式:受信の拒否を伝えたメールについて以後の送信を認めない方式

#### 2. ボットネットによる迷惑メールの送信の増加

※ ボットネット:第三者のコンピュータを不正に利用して迷惑メールを送信する手法

#### 3. フィッシングメールによる被害

※ フィッシングメール:銀行等からのメールを装い個人のパスワード等を搾取するメール

#### 4. 海外発の迷惑メール送信の増加

## 迷惑メールへの対応(特定電子メール法の見直し等)②

### 3. 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会

このため、本年7月から、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」(座長:新美育文明治大学教授)を開催し、法制度の見直しを含め、総合的な迷惑メール対策を検討。

#### ○ 研究会での検討項目

1. 法制度の見直し (オプトアウト方式の見直し、ボットネット、フィッシングメール対策等)
2. 電気通信事業者による自主規制 (迷惑メール送信者に対する利用停止等)
3. 技術的解決策 (送信者認証技術の導入、迷惑メール対策技術の普及等)
4. 利用者啓発 (フィルタリングサービスの積極的な活用等)
5. 国際協調 (迷惑メール対策に関する諸外国との協調推進)

#### ○ スケジュール

年内に中間取りまとめ → 次期通常国会に改正法案を提出できるよう準備

# 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」構成員

座長 新美 育文 明治大学 法学部教授

高橋 徹 (財)インターネット協会 副理事長

座長代理 松本 恒雄 一橋大学大学院 法学研究科教授

長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長

阿佐美 弘恭 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモコンテンツ&カスタマ部長

野口 尚志 (社)日本インターネットプロバイダー協会 理事 行政法律部会  
副部会長

五十嵐 善夫 ソフトバンクモバイル(株) 業務執行役員

長谷部 恭男 東京大学大学院 法学政治学研究科教授

井口 尚志 独立行政法人国民生活センター 相談調査部長

林 一司 ニフティ(株) 技術理事 IT統括本部長

井上 恵悟 (社)日本ケーブルテレビ連盟 理事・事務局長

別所 直哉 ヤフー(株) 最高コンプライアンス責任者兼法務部長

岡村 久道 弁護士

三膳 孝通 (株)インターネットイニシアティブ 取締役 戦略企画部長

岸原 孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局長

吉満 雅文 KDDI(株) コンシューマ技術統括本部 プラットフォーム開  
発本部長

桑子 博行 (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長

若林 成嘉 (財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター所長

坂田 紳一郎 (社)電気通信事業者協会 専務理事

佐久間 修 大阪大学大学院 高等司法研究科教授

高瀬 哲哉 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)ブロードバンド  
IP事業部長

## 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」 スケジュール

- |         |                   |       |   |
|---------|-------------------|-------|---|
| 平成 19 年 | 7 月 24 日          | 第 1 回 | ・ 迷惑メール対策の現状と対応策の検討の方向性について                                       |
|         | 8 月 22 日          | 第 2 回 | ・ 迷惑メールの現状と対策について<br>・ 諸外国の迷惑メールに対する規制について<br>・ 法制度の在り方についての論点（案） |
|         | 9 月 27 日<br>（予定）  | 第 3 回 | ・ 迷惑メール対策の課題等について<br>・ 論点整理                                       |
|         | 10 月 16 日<br>（予定） | 第 4 回 | ・ 中間とりまとめ案について  |
|         |                   |       | 中間とりまとめ案についてパブリックコメント募集（1 ヶ月）                                     |
|         | 年内                | 第 5 回 | ・ 中間とりまとめ<br>・ 今後の進め方について   |

※平成 20 年 6 月頃を目途に最終とりまとめ